

福島市公告第324号

福島市佐倉下字二本榎2番地（福島キャノン株式会社）において、「令和7年度秋季火災予防運動、大規模工場火災防ぎょ訓練」が実施され、消防自動車が下記の日時にサイレンを吹鳴するので、消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項により次のとおり公告する。

令和7年11月10日

福島市長 木幡 浩

記

- 1 日 時 令和7年11月12日（水）
午後14時10分～14時20分
- 2 場 所 福島市佐倉下字二本榎2番地
『福島キャノン株式会社』
- 3 吹鳴等を行うサイレン
訓練参加の消防自動車サイレン